

| | |
|--------------|--|
| <p>評価事項</p> | <p>I 議会における審議及び議会改革に関する事項</p> <p>議長は、議会の代表者として、中立かつ公平な職務の遂行を旨とし、民主的かつ効率的な議会運営に努めること。また、議員は、法令、規則等を遵守し、円滑な議会運営に協力し、市民の負託に応えなければならない。さらに、議会は、市民の意見、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、継続的に議会改革に取り組むよう努める。</p> |
| <p>現況実績等</p> | <p>1. 議会の審議に関する事項について</p> <p>(1)議案の審議・決算の認定 〔議案等の審議件数〕(現任期分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年(6月臨時会、6月定例会、9月定例会、11月臨時会、12月定例会) (議案数:72件) 認定:2件、原案可決:40件、修正可決:1件、可決:9件、同意:16件、承認:2件、否決:2件 ・平成27年 (議案数:115件) 認定:2件、原案可決:83件、可決:9件、同意:19件、承認:2件 ・平成28年 (議案数:150件) 認定:2件、原案可決103件、可決:15件、同意:24件、承認:4件、異議ないと答申:2件 ・平成29年(3月定例会、6月定例会) (議案数:62件) 原案可決39件、可決:7件、同意:14件、承認:2件 <p>(2)一問一答方式の実施等 平成24年12月定例会から本会議の質問方法について、論点が明らかになり分かりやすい議会運営となる一問一答方式を導入している(選択制)。また、議会基本条例第22条では、議論を深め、審議を尽くし、議会としての機能を高めるため議員間討議についての規定を設けた。</p> <p>(3)松山市議会図書室と松山市立図書館との連携に関する取り決め 議員の調査研究に資するため、平成26年10月、「松山市議会図書室と松山市立図書館との連携に関する取り決め」を定め、市立図書館の資料の貸借やレファレンスサービスの利用が行いやすくなった。</p> <p>2. 議会改革に関する事項について</p> <p>(1)議会内での事務連絡等について、紙媒体を郵送するのではなく、パソコン・携帯電話のメール機能やFAXを活用し、ペーパーレス化を図ることとなった。(平成27年2月)</p> <p>(2)議会の基本理念や議員の活動原則を定めた「松山市議会基本条例」を制定した。(平成27年7月)</p> <p>(3)災害が発生した場合の議会及び議員の基本的な行動について定めた「松山市議会災害時対応指針」を制定した。(平成28年4月)</p> <p>(4)松山市議会基本条例の趣旨に沿った議会活動が行われているかどうかについて、議会みずからが評価を行う「松山市議会基本条例の評価に関する要綱」を制定した。(平成29年5月)</p> <p>(5)議員が、議会基本条例案の趣旨を的確に認識できるよう、初当選した議員を対象として、任期開始後、速やかに研修を行うこととなった。また、ハラスメント行為に関する研修を、改選時等の機会を捉え、全議員を対象に実施することに決定した。(次期任期から開始)</p> |
| <p>関連条文</p> | <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。</p> <p>(3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。</p> <p>(6) 議会改革を推進すること。</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員の自由な討議を重んじ、市民の負託に応えるため、議会で十分に審議及び討論を尽くすこと。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意思を的確に把握するよう努めるとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動をする事。</p> <p>(3) 議会の構成員として、市民全体の生活及び福祉の向上を目指して活動すること。</p> <p>2 議長は、議会の代表者として、中立かつ公平な職務の遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議長は、会派に属さない。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>関連条文</p> | <p>第5条 議員は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政治信条や政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p> <p>3 会派は、市政の諸課題に対して会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>第6条 議会は、自治の基本は安全で安心な地域社会の構築であることを認識し、防災、減災及び災害発生時に関し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するよう努めるものとする。</p> <p>第8条</p> <p>2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的、政策的な識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>第13条 議員は、質疑及び質問をするときは、論点及び争点を明確化し市民に分かりやすくするよう努め、市長等及びその補助機関の職員は、誠実に答弁するものとする。</p> <p>2 代表質問及び一般質問は、対面による一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の選択制とする。</p> <p>3 市長等及びその補助機関の職員は、本会議において議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。</p> <p>第18条 議員は、政務活動費を活用し、市長等に対する適切な監視及び評価並びに政策立案及び政策提言等、議員活動の充実強化に努めるものとする。</p> <p>第20条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を活用するものとする。</p> <p>第22条 議員は、議会が言論の場であることを認識し、議案等に対して最善の判断ができるよう、積極的に議員間の討議に努めるものとする。</p> <p>第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。</p> <p>第25条 議会は、市民の意見、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、この条例の趣旨に基づき、継続的に議会改革に取り組むものとする。</p> <p>第26条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。</p> <p>2 議会は、議員がこの条例の趣旨を的確に認識できるよう、任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。</p> <p>第27条 議会は、常に市民の意識、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じなければならない。</p> |
|-------------|--|

| | |
|--------------|---|
| <p>評価事項</p> | <p>II 行政監視に関する事項</p> <p>議会は、二元代表制の下、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築する。そして、議員自らの努力と議会の責任において、市長が提案する政策について、論点整理及び審議水準を高め、世論喚起を促し、適切に判断する。さらに、予算執行を含む市政運営への監視及び評価の充実強化に努める。</p> |
| <p>現況実績等</p> | <p>1.公益に関する事件につき、意見書を国または関係行政庁に提出した。</p> <p>平成26年・・・「憲法改正の早期実現を求める意見書」ほか6件を原案可決 平成27年・・・「水道施設の耐震化に対する国の財政支援の充実を求める意見書」ほか6件を原案可決 平成28年・・・「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書」ほか4件を原案可決</p> <p>2. 行政監視機能の強化等について</p> <p>(1)予算を審議するに際して、論点を整理し審議を深めるため、平成29年9月定例会から次の資料の提供を求めることとなった。</p> <p>①当初予算及び補正予算については、原則として全ての新規事業に関し、松山市議会基本条例第15条第1項に規定する項目(市民参加の実施の有無とその内容、総合計画との整合性、財源措置及び将来にわたるコスト計算、政策に対する効果及び市民負担)を盛り込んだ説明資料を求める。</p> <p>②当初予算に関しては、廃止された事業名に関する一覧を求める。</p> <p>③条例の一部改正議案については、新旧対照表を求める。</p> <p>(2)委員会の閉会中の調査研究活動について 調査研究テーマが既存の事業である場合等、事業の評価が可能な場合は提言書に評価の要素を盛り込む。</p> |
| <p>関連条文</p> | <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。</p> <p>(4) 市長等の市政運営について適正に監視及び評価を行うこと。</p> <p>第12条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民生活及び福祉の向上並びに市政の発展に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第14条 議会は、議事機関としての機能強化のため、市政の重要な計画や政策について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の拡大に努めるものとする。</p> <p>第15条 議会は、市長が提案する政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、論点整理及び審議水準を高めることに資するため、市長等に対し、必要に応じ、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 提案理由 (2) 市民参加の実施の有無とその内容 (3) 総合計画との整合性 (4) 財源措置及び将来にわたるコスト計算 (5) 政策に対する効果及び市民負担</p> <p>2 議会は、市長が提出した予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい政策等の説明資料を求めるものとする。</p> <p>3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする。</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>Ⅲ 情報開示・説明責任及び政治倫理に関する事項</p> |
| <p>評価事項</p> | <p>議員は、公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理の確立と向上に努める。また、議会は、市民に対して、議会活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、多様な広報手段を使って説明責任を果たすよう努める。</p> |
| <p>現況実績等</p> | <p>1. 情報開示・説明責任について (1)本会議及び委員会について ①議案をホームページで公開している。(平成27年6月) ②本会議は公開するとともに、平成19年6月から愛媛CATVによるインターネット中継を平成25年6月から録画中継を行っている。 ③委員会は、原則公開している。(平成27年7月、松山市議会基本条例の制定にあわせて松山市議会委員会条例を改正) ④本会議録は平成3年分から、委員会記録は平成15年分からホームページに公開している。 ⑤平成23年9月分から、表決した議案に対する賛否をホームページに公開している。 ⑥今任期中に受理した請願本文及び平成23年9月分からの可決された意見書本文をホームページに公開している。 (2)議場の改修等について ①議場内の音響設備に関しては、1986年製であり、経年劣化していたことから、議場内のスピーカー及びマイクシステムを改修した。(平成28年2月) ②傍聴席の勾配を緩やかにし安全面に配慮するとともに、ゆったりと座れる席に改修した。(平成29年2月) (3)議長選挙及び副議長選挙での所信表明会について ①議長選挙及び副議長選挙に先立ち所信表明会を実施している。 ②所信表明会は、インターネット中継及び録画中継を行い、記録はホームページで公開する。 [開催実績] ・平成26年6月2日 議長選挙:3人、副議長選挙:2人 ・平成27年7月2日 議長選挙:3人、副議長選挙:2人 ・平成28年7月1日 議長選挙:2人 7月2日 副議長選挙:1人 ・平成29年7月5日 議長選挙:4人、副議長選挙:2人 (4)平成25年度から、政務活動費について、各議員の収支の一覧をホームページで公開している。 (5)昭和23年7月から市議会だよりを発行し、ホームページでも公開している。 また、平成11年5月から点字市議会だよりを、平成12年5月から声の市議会だよりを発行しており、希望者に配布している。</p> <p>2. 政治倫理について 議員の高い政治倫理を図り市民に信頼される公正で民主的な議会の実現を目指し、「松山市議会議員政治倫理要綱」を制定した。(平成29年5月)</p> |
| <p>関連条文</p> | <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。 (1) 市民に対して積極的に情報公開及び情報発信すること。 2 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を明らかにしなければならない。</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。 (4) 高い倫理感を確立し、常に誠実かつ公正に職務を遂行すること。</p> <p>第7条 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、多様な広報手段を使って説明責任を果たすものとする。 2 常任委員会及び特別委員会(以下「常任委員会等」という。)は、原則として公開する。 3 前項の規定は、常任委員会等が設ける分科会又は小委員会について準用する。</p> <p>第9条 議会は、本会議における議案、請願その他の議決を要する案件(以下「議案等」という。)に対する各議員の表決結果について市民の評価が適切になされるよう、公表するものとする。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>関連条文</p> | <p>第16条 議会は、議員の身分及び待遇等の保障について、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保等、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。</p> <p>2 定数及び報酬については、本市の現状や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を踏まえ、別に条例で定めるところによる。</p> <p>第17条 議員は、市政が市民の厳粛な負託によるものであることを認識し、公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理の確立と向上に努めるものとする。</p> <p>第18条</p> <p>2 議会は、政務活動費の収支報告を市議会ホームページに公開する等、使途の透明性を確保しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。</p> |
|-------------|--|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|---------|--------|---------|---------|-------|---------|--------|-------|---------|--|-------|---------|--|-------|---------|--|-------|---------|--|-------|---------|--------|-------|---------|--|--------|---------|--|-------|---------|--|--------|---------|--|--|--|
| <p>評価事項</p> | <p>IV 市民参画に関する事項</p> <p>議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>現況実績等</p> | <p>1. 請願提出者の説明の機会について 請願提出者からの申し出により、委員会の休憩中に、請願提出の趣旨を説明をする機会を設けるようにしている。</p> <p>〔実績〕</p> <table border="0"> <tr> <td>・平成26年</td> <td>9月29日</td> <td>市民福祉委員会</td> <td>・平成28年</td> <td>2月10日</td> <td>市民福祉委員会</td> </tr> <tr> <td>・平成27年</td> <td>2月12日</td> <td>産業経済委員会</td> <td></td> <td>2月18日</td> <td>産業経済委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月11日</td> <td>産業経済委員会</td> <td></td> <td>9月20日</td> <td>市民福祉委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6月29日</td> <td>総務理財委員会</td> <td>・平成29年</td> <td>6月29日</td> <td>文教消防委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月10日</td> <td>市民福祉委員会</td> <td></td> <td>6月30日</td> <td>総務理財委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月14日</td> <td>産業経済委員会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 参考人・公聴会制度の活用について 平成26年11月10日 水資源対策検討特別委員会で3名の参考人を招致した。</p> <p>3. 議会報告会について 平成27年10月に松山市議会議会報告会開催要領を策定し、年1回以上、議会報告会を実施することとした。</p> <p>〔開催実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度 松山市青少年センター 75名の市民の方が参加 ・平成29年度 北条コミュニティセンター 37名の市民の方が参加 松山大学 83名の市民の方が参加 中島総合文化センター 69名の市民の方が参加 <p>4. 議会審議への市民参画に向けた活動</p> <p>(1)平成24年度から、気軽に議場へ足を運んでもらい、生の本会議を傍聴していただくことを目的として、議会開会前ミニイベントを開催している。</p> <p>〔開催実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年9月11日 演奏:津軽三味線(堀尾泰磨さん) ・平成27年11月27日 演奏:トーンチャイム・ハンドベルアンサンブル(愛媛大学教育学部学生9名) ・平成28年9月2日 演奏:箏・三味線(松山大学邦楽部4名) <p>(2)平成15年度から、より一層開かれた議会を目指し、多くの市民に議場へ足を運んでもらうことで、議会に興味と親しみを持っていただくことを目的に、「親しまれる市議会を目指して～今、議場がおもしろい～」を開催した。</p> <p>〔開催実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年1月31日 講演:佐伯美香さん 演奏:箏演奏(松本安也子さん)、フルート演奏(立川和男さん) ・平成28年1月31日 講演:榊形浩人さん 演奏:サクソフォーンアンサンブル(松山南高等学校吹奏楽部4名) <p>※なお、同目的・同趣旨で開催している「議会開会前ミニイベント」は、本会議の開会日に催すことから、会期中の本会議を傍聴してもらうことが、より期待できるため、平成28年度から、「親しまれる市議会を目指して～今、議場がおもしろい～」を「議会開会前ミニイベント」に統合して実施している。</p> <p>(3)本市の小学生とその保護者を招き、議会施設の見学や模擬市議会を体験することで、市議会活動への関心と理解を深め、市議会を身近に感じていただく「夏休み親子市議会体験ツアー」を開催した。(平成27年度から)</p> <p>〔開催実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度 7月31日 小学5・6年生16名・保護者14名が参加 8月 2日 小学5・6年生16名・保護者16名が参加 ・平成28年度 8月27日 小学5・6年生14名・保護者14名が参加 ・平成29年度 7月29日 小学5・6年生15名・保護者13名が参加 7月30日 小学5・6年生22名・保護者23名が参加 | ・平成26年 | 9月29日 | 市民福祉委員会 | ・平成28年 | 2月10日 | 市民福祉委員会 | ・平成27年 | 2月12日 | 産業経済委員会 | | 2月18日 | 産業経済委員会 | | 3月11日 | 産業経済委員会 | | 9月20日 | 市民福祉委員会 | | 6月29日 | 総務理財委員会 | ・平成29年 | 6月29日 | 文教消防委員会 | | 12月10日 | 市民福祉委員会 | | 6月30日 | 総務理財委員会 | | 12月14日 | 産業経済委員会 | | | |
| ・平成26年 | 9月29日 | 市民福祉委員会 | ・平成28年 | 2月10日 | 市民福祉委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・平成27年 | 2月12日 | 産業経済委員会 | | 2月18日 | 産業経済委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3月11日 | 産業経済委員会 | | 9月20日 | 市民福祉委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6月29日 | 総務理財委員会 | ・平成29年 | 6月29日 | 文教消防委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 12月10日 | 市民福祉委員会 | | 6月30日 | 総務理財委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 12月14日 | 産業経済委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議会活動に関する評価報告書(現況実績等・関連条文)

| | |
|--------------|---|
| <p>現況実績等</p> | <p>※なお、平成15年度から25年度までは、各学校単位で児童を招き、模擬市議会などを体験する「松山子ども市議会」として実施していたが、平成26年度に、開催時期や学校の選定・募集方法を含め事業内容の見直しを行い、平成27年度から「夏休み親子市議会体験ツアー」と改称し、実施している。</p> |
| <p>関連条文</p> | <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。 (2) 市民が参加しやすい開かれた議会運営をすること。</p> <p>第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的、政策的な識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審査又は調査においては、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>第10条 議会は、次に掲げる事項を主たる目的として、議会報告会を開催するものとする。 (1) 市政の諸課題や行政の取組に対する議会の意思や活動を市民へ情報提供し説明責任を果たすこと。 (2) 市民の意見や要望を取りまとめ、市政への反映及び議会改革に努めること。</p> <p>第11条 議会は、本会議場を活用し、市民に身近で親しまれる議会に資する行事を開催することができる。</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>評価事項</p> | <p>V 政策立案に関する事項</p> <p>議員は、調査機能や法務機能の充実強化等、自己の能力を高める不断の研鑽に努めるとともに、議会は、政策形成、政策立案等に係る組織体制の整備及び積極的な活用により政策立案型議会への機能強化を図るよう努める。</p> |
| <p>現況実績等</p> | <p>1. 平成18年度より、各常任委員会において、所管に係る懸案事項等の調査・研究テーマを設定し、閉会中に委員会を開催している。とりまとめた調査・研究結果については理事者に提言をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度～平成27年度 <ul style="list-style-type: none"> 総務理財委員会…「スポーツコンベンションを通じたスポーツ振興について」 文教消防委員会…「学校給食について」 市民福祉委員会…「社会的弱者が住み慣れた地域で安心して暮らせるしくみづくりについて」 環境下水委員会…「環境モデル都市まつやまの推進について」 都市企業委員会…「水道事業における震災対策の取り組みについて」 産業経済委員会…「第一次産業における多様な担い手の参入と育成について」 ・平成28年度～平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> 総務理財委員会…「公有財産の有効活用と管理運営について」 文教消防委員会…「不登校対策について」 市民福祉委員会…「地域包括ケアシステムの展望について」 環境下水委員会…「下水道事業における震災対策の取り組みについて」 都市企業委員会…「史跡と都市公園が調和した城山公園の保存・活用について」 産業経済委員会…「持続可能な観光振興について」 <p>2. 市民の多様な意見を議会自らが主体的に市政に反映し、政策立案型議会への機能強化を図るため、松山市議会議員政策研究会設置要綱を制定した。(平成28年4月)</p> <p>(1) 専門部会の設置状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①(仮称)松山市がん対策推進条例の制定に関する専門部会を平成28年9月に設置。 がん対策に向けた取り組みについて、調査研究中である。 ②(仮称)松山市地酒で乾杯を推進する条例の制定に関する専門部会を平成28年11月に設置。 政策研究会から『松山の地酒の普及並びに食文化の継承及び振興に関する条例案』を議員提案し、平成29年6月定例会で全会一致で可決された。 |
| <p>関連条文</p> | <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。</p> <p>(5) 積極的に政策立案及び政策提言に取り組み、本市の政策を決定すること。</p> <p>第12条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民生活及び福祉の向上並びに市政の発展に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第19条 議会は、常任委員会が行う調査研究の結果を踏まえ、市長等に対して実効的な提言ができるよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、前項の市長等に対する提言に関し、継続的に実施状況の報告を求めるものとする。</p> <p>第20条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を活用するものとする。</p> <p>第21条 議会は、市民の多様な意見を議会自らが主体的に市政に反映し、政策立案型議会への機能強化を図るため政策研究会を置くことができる。</p> <p>第23条 議会は、議会の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能、法務機能等の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。</p> |